

「事業会社とディープテック・スタートアップとの連携に関する
現状調査」に係る公募要領

(2023年7月10日)

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部

【受付期間】

2023年7月10日（月）から2023年8月14日（月）正午アップロード完了

【提出先および提出方法】

- Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出資料のアップロードを行ってください。

<Web 入力フォーム>

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/nev96zwpztnd>

- 他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案資料が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- アップロードファイル名は、半角英数字としてください。
- アップロードするファイルは、全て PDF 形式で、1 つの zip ファイルにまとめてください。

【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限を過ぎて操作が完了できなかった場合は、受け付けません。
- アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

目次

	頁
1. 件名	1
2. 業務概要	1
3. 応募要件	3
4. 提出期限及び提出先	3
5. 秘密の保持	5
6. 説明会の開催	6
7. 委託先の選定	6
8. 留意事項	7
9. 問い合わせ	14
10. NEDO事業に関する業務改善アンケート	14

【関連資料】

別添 1. 仕様書 (PDF)

様式 1. 提案書様式 (PPT)

添付資料 1. 再委託理由及びその業務内容 (ワード)

添付資料 2. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について (PDF)

添付資料 3. NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票 (ワード)

参考資料 1. 提案資料作成要領 (PDF)

参考資料 2. 契約に係る情報の公表について (PDF)

参考資料 3. 秘密情報等の管理に係る特別約款 (PDF)

参考資料 4. ディープテック・スタートアップ支援調査事業 (基金設置法人が実施する業務関連) に関する特別約款 (PDF)

「事業会社とディープテック・スタートアップとの連携に関する現状調査」に係る公募について

(2023年7月10日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、下記業務の実施者を一般に広く募集いたします。本業務への応募を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。

1. 件名

ディープテック・スタートアップ支援基金

ディープテック・スタートアップ支援事業

事業会社とディープテック・スタートアップとの連携に関する現状調査

2. 業務概要

(1) 業務の目的・内容

NEDOは、令和5年3月31日から公募を開始した、「ディープテック・スタートアップ支援基金／ディープテック・スタートアップ支援事業」（以下、「支援事業」という。）により、事業化・社会実装に向けて積極的な研究開発に取り組むアーリー期までのディープテック・スタートアップに対する支援を実施しています。「ディープテック・スタートアップ支援事業の基本方針」（以下、「基本方針」という。）においては、その運用における基本的な考え方として「スタートアップ型研究開発マネジメント」の考え方が導入されており、その中で、連携先となる事業会社の紹介を含む「採択者の状況に応じた柔軟な伴走支援」や、（支援終了後の）「採択者と事業会社等との事業連携の推進」をNEDOとして行うことが求められています。

そうした支援を有効かつ効率的に実施するためには、ディープテック・スタートアップとの連携に積極的である事業会社や、ディープテック・スタートアップが連携したとすれば当該スタートアップの事業成長やその有する技術の確立・事業化・社会実装の加速化に貢献しうる事業会社を支援先のディープテック・スタートアップに迅速に繋ぎ込むことが必要であり、そのためには、そうした事業会社をNEDOとして総覧的に把握することが重要であると考えています。

こうした観点から、NEDOでは、経済産業省に設置された「研究開発に係る無形資産価値の可視化研究会・研究開発型スタートアップの無形資産価値の可視化に係る課題検討ワーキンググループ」が取りまとめを行い、2023年6月2日に公開された「ディープテック・スタートアップの評価・連携の手引き」及びその手引きを構成する要素の一つである「ディープテックSUとの連携の「実践度合い」チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）等の活用を促すと共に、活用する事業会社を総覧的に把握することを目的として、事業会社とディープテック・スタートアップとの連携に関する現状調査を実施します。

(2) 実施項目

本事業の実施者には、以下の①から④の業務を行なっていただきます。詳細は「別添 1. 仕様書」を参照してください。

- ①事業会社とディープレック・スタートアップとの連携に関する現状調査
- ②調査内容や分析結果の公表への対応
- ③経過報告のための定例会議等の実施
- ④情報提供への対応

なお、具体的な実施内容及び方法は、採択決定後に仕様書や提案書の内容等を基に NEDO と実施者の間において、協議の上、変更をする場合があります。

(3) 実施期間

NEDO が指定する日から 2024 年 3 月 15 日（金）

(4) 予算規模

2,000 万円未満（消費税含む）

(5) 報告書の取りまとめ

本業務で実施した内容を、成果報告書（和文）の形に取りまとめていただきます。成果報告書の作成様式については、NEDO 及び経済産業省の担当者との、協議の上決定します。

成果報告書の、全部もしくは一部を、NEDO ホームページや経済産業省等の関係する政府機関ホームページでの掲載・紹介等を実施することを前提として、調査・分析の内容については視覚的に捉えられようにするための工夫を行ってください。

成果報告書には、仕様書で指定のある形式で作成された調査結果や、調査結果のエビデンスを示す参考資料なども併せて提出してください。

なお、本業務において収集した各種情報・データ等は全て NEDO に帰属するものとし、本業務の終了以降も、本事業や後継事業、併せて関連事業において活用する予定です。

a. 成果報告書

提出期限 : 2024 年 3 月 15 日（金）

（契約期間を延長した場合は NEDO の指示に従うこと）

提出部数 : 1 式（主に pdf 形式及びその他の形式 電子データ）

提出方法 : NEDO プロジェクトマネジメントシステム（以下 PMS）にて、当機構[担当者](#)まで提出してください。

※詳細は、「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」をご確認ください。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

b. 成果報告会

委託期間中又は委託期間終了後にNEDOが実施する報告会等において報告してください。

3. 応募要件

応募資格のある法人は、次のa.からg.までの条件を満たす、単独で受託を希望する企業等とします。

- a. 当該分野についての調査事業実績を有し、かつ、調査事業目標の達成及び調査事業計画の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- b. 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- c. 政府機関や公共機関等が実施するオープンイノベーションや研究開発型スタートアップに係る調査等の実績を有していること。
- d. NEDOが調査事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- e. 個人情報及び企業の技術情報を取得するにあたり、秘密情報保護の観点から、秘密情報の取扱いに関する社内規程等が整備されていること。
- f. 本邦の企業等で日本国内に拠点を有していること。
- g. 反社勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出資料とともに以下の提出期限までに提出先([Web入力フォーム](#))にファイルをアップロードする形で提出を完了させてください。なお、それ以外の方法(持参、郵送、FAX又は電子メール等)による提出は一切受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

(1) 提出期限

公募期間：2023年7月10日(月)から2023年8月14日(月)正午

提出期限：2023年8月14日(月)12時(正午)アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ウェブサイトでお知らせいたします。

なお、NEDO公式Twitterをフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせをTwitterで確認できます。是非、フォローいただき、ご活用ください。

(2) 提出先 (Web入力フォーム)

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/nev96zwpztnd>

(3) 提出方法

(2) 提出先の [Web 入力フォーム](#)で以下の①から⑩をご入力いただき、⑪に提案資料をアップロードしてください。アップロードファイル名は半角英数字とし、アップロードするファイルを提出資料毎に作成し、全て PDF 形式で、1つの zip ファイルにまとめてください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。提出された提案書を受理した際には、代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

- ① 事業名
- ② 代表法人番号 (13桁)
- ③ 代表法人名称
- ④ 代表法人連絡担当者氏名
- ⑤ 代表法人連絡担当者職名
- ⑥ 代表法人連絡担当者所属部署
- ⑦ 代表法人連絡担当者所属住所
- ⑧ 代表法人連絡担当者電話番号
- ⑨ 代表法人連絡担当者 E メールアドレス
- ⑩ 初回の申請受付番号 (再提出の場合のみ)
- ⑪ 提案資料 (下記添付書類のアップロード) ※合計で100MB以下

■添付書類

- ① 様式 1. 提案書様式
- ② 添付資料 1. 再委託理由及びその業務内容 ※該当の場合のみ
- ③ 添付資料 2. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について
- ④ 添付資料 3. NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票
- ⑤ 提案者に関する情報 (再委託先を含めて提案をする場合はすべての企業分)
 - ・ 会社経歴書 (NEDOと過去 1 年以内に契約がある場合を除く) (会社経歴、事業部・研究所等の組織等に関する説明書)
 - ・ 直近の事業報告書及び直近 3 年分の財務諸表 (原則、円単位: 貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書) ※なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する

る追加資料の提出を求める場合があります。

- ・ NEDOが提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書を別途添付してください。

調査委託契約標準契約書

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/2023_3yakkan_chousa.html

- ・ 提案書類は、日本語で作成していただきますが、提案者が外国企業等であって提案書類を日本語以外の言語で作成し、日本語に翻訳したものである場合は、参考としてその原文の写しを添付してください。

（４）提出にあたっての留意事項

- ① 提案書は日本語で作成してください。
- ② 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案資料が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ③ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）
- ④ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限を過ぎて操作が完了できなかった場合は、受け付けません。
- ⑤ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ⑥ 「３．応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ⑦ 受理後であっても、応募要領の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ⑧ 本業務の一部を再委託する場合は、再委託の額の制限等、調査委託契約約款に記載の関連する条項を遵守する必要があります（再委託の額は、NEDOと委託先との契約金額の50%未満です）。
- ⑨ 委託先の選定に係る審査は、本公募要領「７．（２）審査基準」に基づき受理した提案資料を審査しますが、必要に応じてヒアリングや追加資料の提出等を求める場合があります。

5. 秘密の保持

NEDO は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。

また、プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属機関名、予算額、実施期間及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）

第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

6. 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該委託業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。

出席希望の方は、以下の方法で申してください。

Teams ウェビナーの公募説明会会議リンクにアクセスし、以下の登録フォーム（申込ページ）から登録ボタンを押して、必要事項を入力の上参加の申し込みをお願いします。

登録フォーム（申込ページ）

<https://events.teams.microsoft.com/event/2f1cc5e9-76d7-4fb2-b14d-8bb94f124749@9151c5b6-2333-429d-abf0-0378f5e583c1>

Teams ウェビナーから説明会 URL が送付されない場合は、大変お手数ですが、イノベーション推進部 スタートアップグループ担当者（open_innovation@nedo.go.jp）までご確認ください。

人数制限等を設ける予定はございませんので、出席希望の全ての方にご登録いただきたく、情報管理上、ご登録のない方への URL の転送はご遠慮ください。

- 日時 : 2023年7月21日（金）10時30分から11時30分
- 開催方法 : オンライン（Microsoft Teams）

なお、説明会資料をNEDOホームページに後日、掲載しますのでご確認ください。

7. 委託先の選定

（1）審査

下記の（2）審査基準に基づき提案書類を審査します。

提案者によるプレゼンの審査はありません。

なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

（2）審査基準

- a.調査の目標がNEDOの意図と合致していること
- b.調査の内容・方法等が優れていること
- c.調査の経済性が優れていること
- d.関連分野の調査事業等に関する実績を有すること
- e.当該調査を行う体制が整っていること
- f.経営基盤が確立していること

g.当該調査等に必要な研究員等を有していること

h.委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること

※ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第20条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。

（3）委託先の公表及び通知

① 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、業務概要等）はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

② 附帯条件

採択にあたって条件（提案した再委託を認めない、他の機関との共同実施とすること等）を付する場合があります。

（4）スケジュール

2023年7月10日（月）	: 公募開始
7月21日（金）	: 公募説明会 10:30から11:30
8月14日（月）	: 公募締切（正午 アップロード完了）
8月下旬（予定）	: 委託先決定、公表
8月下旬（予定）	: 契約、業務開始

8. 留意事項

（1）契約及び委託業務の事務処理等について

新規に調査委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款を適用します。

委託業務の事務処理は、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。なお、委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム（以下 PMS）」を利用していただくことが必須となります。

なお、利用に際しては利用規約（<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>）に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

・委託事業の手続き：約款・様式

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

・委託事業の手続き：マニュアル

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

なお、ディープテック・スタートアップ支援事業は、事業実施に係る方針を定めた「ディープテック・スタートアップ支援事業の基本方針（2023年3月経済産業省）」に基づき運用されるため、本調査事業では、調査委託契約約款に加え、「ディープテック・スタートアップ支援調査事業（基金設置法人が実施する業務関連）に関する特別約款」を適用します。特別約款の概要については以下のとおりです。詳細はディープテック・スタートアップ支援調査事業（基金設置法人が実施する業務関連）に関する特別約款をご参照ください。

a. 再委託先及び共同実施先の制限

委託先、再委託先及び共同実施先は、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者と契約（売買、請負その他の契約であり契約金額100万円未満のものを除く。）できません。また、再委託先の外注先の外注先等、契約関係が続く限りにおいても、その制限は維持されるため、契約等を行う事業者に対して周知徹底をお願いします。なお、委託業務の遂行上、当該事業者でなければならない場合は、イノベーション推進部にご相談ください。

【参考】補助金交付等停止及び契約に係る指名停止中の事業者一覧

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/shimeiteishi.pdf

b. 間接経費

間接経費率は、8%または計算式によって算出された率のいずれか低い率とします。

c. 調査委託費積算基準

ディープテック・スタートアップ支援調査委託費積算基準を適用します。一般的な調査事業との相違は以下の点です。

- ・「Ⅱ. その他経費 3. 外注費」は使用せず、外注費は「Ⅳ. 再委託費・共同実施費」に計上します。
- ・「Ⅳ. 再委託費・共同実施費」に計上する外注費、再委託及び共同実施の額の合計は、原則として契約金額の50%未満とする必要があります。
- ・ディープテック・スタートアップ支援調査事業（基金設置法人が実施する業務関連）に関する特

別約款

<https://www.nedo.go.jp/content/100958849.pdf>

(2) 国立研究開発法人から民間企業への再委託

国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(3) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況を記載していただきます。詳細は「ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について」（添付資料2）をご覧ください。

(4) NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票及び対応するエビデンス（添付資料3）

提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託等は除く。）において、調査を実施する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、確認票及び対応するエビデンスを提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、対応する必要があります。（仮に、未対応の場合には応募要件を満たさないものとなります。）

(5) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。N E D O 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、N E D O は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本業務の事業実施者も機関として必要な対応を行ってください。

本業務及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください：N E D O ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- ① 本業務において経費の不正使用等があると認められた場合
- a. 当該経費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
 - b. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
 - c. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)
 - d. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
 - e. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

② 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本業務の契約に当たり、各機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(6) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本業務の事業実施者は機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本

業務及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

① 本業務において不正行為があると認められた場合

- a. 当該経費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- b. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
- c. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
- d. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記iiiにより一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- e. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

② 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本業務への参加が制限されることがあります。

なお、本業務の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

③ NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

TEL : 044-520-5131

FAX : 044-520-5133

電子メール : helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト：研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(7) RA (リサーチアシスタント) 等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいても、RA (リサーチアシスタント) 等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱うRA等は、NEDOと契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】

・第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

・研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

・ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(8) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、採択決定後、「契約に係る情報の公表について」(参考資料2)のとおり、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがございます。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(9) 安全保障貿易管理について (海外への技術漏洩への対処)

a.我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制[※]が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

b.貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型[※]に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、4 貿局第 4 9 2 号（H4.12.21）経済産業省 貿易経済協力局「外国為替及び外国貿易法第 2 5 条第 1 項及び外国為替令第 1 7 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

c.また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります[※]。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時までに、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※ 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

d. 安全保障貿易管理の詳細については以下をご覧ください。

- ・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)
- ・一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.htm>
- ・安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>
- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
 - ・大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>

9. 問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、以下の問い合わせ先までE-mailでお願いします。但し、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
イノベーション推進部 スタートアップグループ 石嶋、青木、伊吹、塚越
E-mail : open_innovation@nedo.go.jp

10. NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクページ下方にある「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本業務に限りません。

<https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyuu.html>